

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月26日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年1月15日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 坂本地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 笠松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 南下津地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 平田地区	〃